

別表十七の(四)付表二 平二十三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

法 0301-1703-4-付2

別表十七（三の四） 付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の8第7項《適格分割等が行われた場合でないものとされる課税済金額》の規定の適用を受ける場合（平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第66条の8第6項《適格分割等が行われた場合でないものとされる課税済金額》の規定の適用を受ける場合を含みます。）又は連結法人が租税特別措置法第68条の92第7項《適格分割等が行われた場合でないものとされる個別課税済金額》の規定の適用を受ける場合（平成22年旧措置法第68条の92第6項《適格分割等が行われた場合でないものとされる個別課税済金額》の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「当該法人の課税済金額又は個別課税済金額1」の欄は、平成21年4月1日前に開始した特定外国子会社等の事業年度に係る平成21年改正前の措置法第66条の8第1項《課税済留保金額の損金算入》に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は同法第68条の92第1項《個別課税済留保金額の損金算入》に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうちに、平成21年改正法附則第44条第4項《課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置》の規定により平成22年旧措置法第66条の8第3項《特定課税対象金額の計算》に規定する特定課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第90条第9項《課税済留保金額等の引継ぎに係る経過措置》の規定により措置法第66条の8第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）又は平成21年改正法附則第59条第4項《個別課税済留保金額等の引継ぎに関する経過措置》の規定により平成22年旧措置法第68条の92第3項《特定個別課税対象金額の計算》に規定する

特定個別課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第119条第9項《個別課税済留保金額等の引継ぎに係る経過措置》の規定により措置法第68条の92第11項第2号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）がある場合にあっては、当該特定課税対象金額とみなされる金額又は当該特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載します。

3 「外国法人等に係る請求権勘案直接保有株式等の移転割合2」の欄は、措置法令第39条の19第6項各号《課税済金額とみなされる金額》に規定する割合又は同令第39条の119第6項各号《個別課税済金額とみなされる金額》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

4 内国法人が措置法第66条の9の4第6項《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》において準用する同法第66条の8第7項の規定の適用を受ける場合（平成22年旧措置法第66条の9の4第5項《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》において準用する平成22年旧措置法第66条の8第6項の規定の適用を受ける場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の93の4第6項《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》において準用する同法第68条の92第7項の規定の適用を受ける場合（平成22年旧措置法第68条の93の4第5項《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入》において準用する平成22年旧措置法第68条の92第6項の規定の適用を受ける場合を含みます。）には、この明細書に所要の調整をして記載します。